

県民生活センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第21号

県民生活センター管理規則の一部を改正する規則

県民生活センター管理規則（昭和45年岩手県規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>県民生活センター管理規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>県民生活センター条例（昭和45年岩手県条例第16号）第5条の規定に基づき、岩手県立県民生活センター（以下「センター」という。）の管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第2条 <u>センターの開所時間</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 <u>岩手県立県民生活センター所長（以下「所長」という。）</u>は、必要があると認めるときは、前項の開所時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(汚損等の届出)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>県民生活センター条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>県民生活センター条例（昭和45年岩手県条例第16号。以下「条例」という。）の実施</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第2条 <u>岩手県立県民生活センター（以下「センター」という。）</u>の開所時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 所長は、必要があると認めるときは、前項の開所時間を臨時に変更することができる。</p> <p><u>（条例第3条第1項の消費生活相談その他の事務を行う日及び時間）</u></p> <p>第3条 <u>条例第3条第1項の消費生活相談その他の事務を行う日及び時間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める日及び時間とする。</u></p> <p>(1) <u>消費生活相談（消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第2項に規定する消費生活相談をいう。以下同じ。）</u> 前条第1項各号に掲げる日及び当該各号に定める時間</p> <p>(2) <u>消費生活相談以外の事務</u> 前条第1項第1号に掲げる日及び同号に定める時間</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>（条例第3条第4項の規則で定める者）</u></p> <p>第5条 <u>条例第3条第4項の規則で定める者は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により消費者安全法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされた者とする。</u></p> <p>(汚損等の届出)</p> <p>第6条 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。